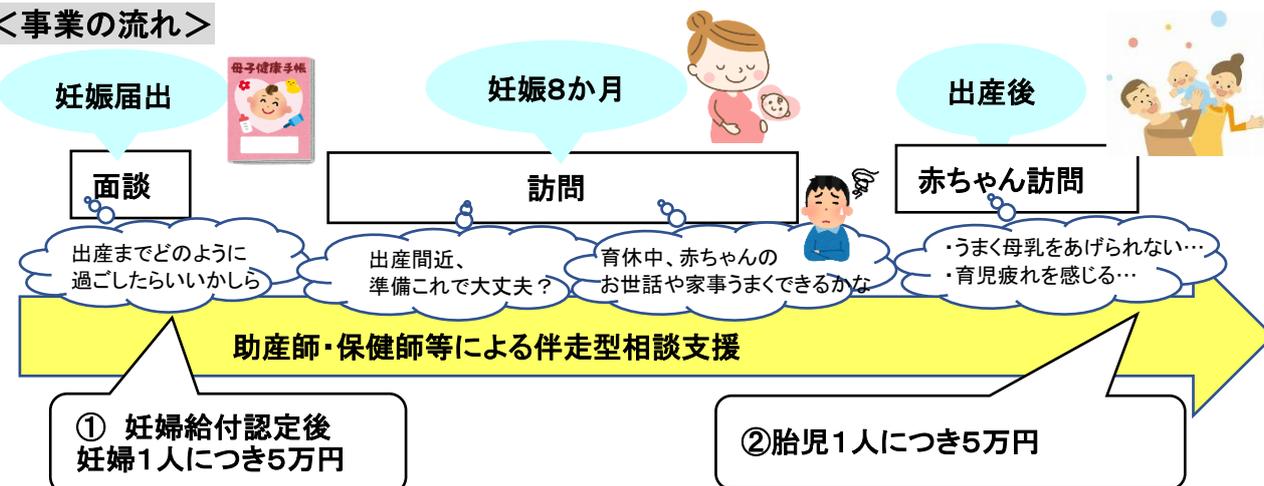


# 幸手市妊婦のための支援給付金 (旧出産・子育て応援金)のご案内

幸手市では妊娠期から面談や訪問を通じて出産・子育ての相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と、妊婦のための支援給付による経済的支援を組み合わせ実施し、出産と子育てを応援します。(国の「妊婦のための支援給付事業」に基づきます)

## <事業の流れ>



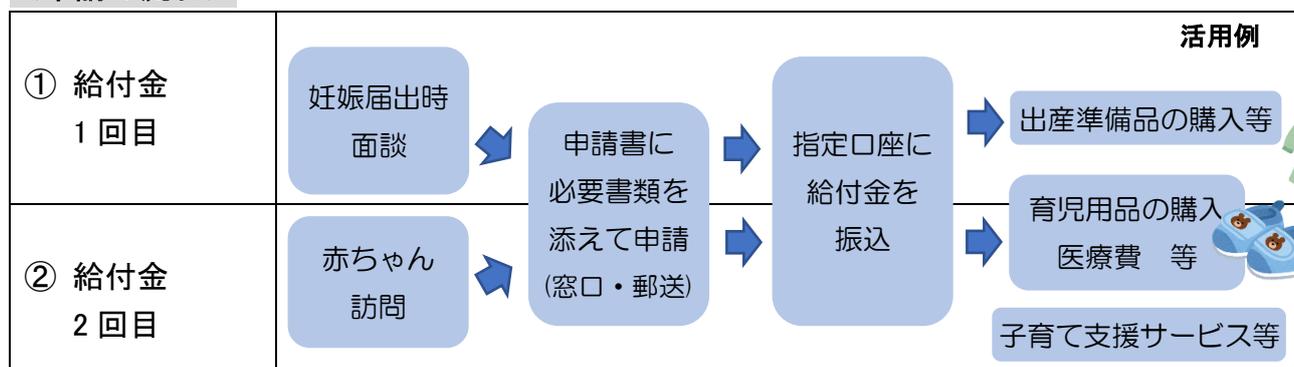
## <妊婦のための支援給付金1回目対象者(次のすべてに該当する人)>

- ・申請日時点で幸手市に住民票がある人(裏面Q1も参照)
- ・産科医療機関の医師等により胎児の心拍が確認されている人
- ・他の自治体で妊婦のための支援給付金(1回目)または出産・子育て応援給付金の支給を受けていない人

## <妊婦のための支援給付金2回目対象者(次のすべてに該当する人)>

- ・令和7年4月1日以降に出産し、申請時点で本市に住民登録がある妊産婦
  - ・他の自治体で妊婦のための支援給付(2回目)の支給を受けていない人
- 注意) 医師による胎児心拍確認後、令和7年4月1日以降に流産・死産・中絶された人も、給付対象となります。(詳細はお問い合わせください)

## <申請の流れ>



### <必要書類>

(1) 妊婦給付認定兼給付金(1回目)申請書または胎児の数の届出兼給付金(2回目)申請書

(2) 本人確認書類の写し(申請書に記入した氏名・住所・生年月日が確認できるもの)

(申請者・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート など)

(3) 振込先金融機関口座を確認できる写し(通帳、キャッシュカード など)

※申請者及び振込先名義は、**必ず妊産婦さんご本人**となります。家族やお子様名義の振込口座はご指定いただけません。

※インターネットバンキングのため通帳やキャッシュカードがない場合、お取引銀行のアプリから口座番号連絡票や口座番号通知表等をダウンロードし印刷、またはお取引銀行へお問い合わせのうえ口座情報が確認できるものをご用意ください。

### <申請時期>

・妊婦のための支援給付金 1回目: 妊娠届出後から2か月以内に申請

・妊婦のための支援給付金 2回目: 赤ちゃん訪問後1か月以内に申請

### <Q&A>

Q1 妊娠中に市外から転入した場合や、出産後に転入した場合でも申請はできますか？

A1 申請日時時点で幸手市に住民票がある場合は、申請が可能です。ただし、転入前の自治体で交付申請済みの場合は申請できません。申請・給付状況を転入前の自治体に確認させていただきます。

Q2 妊娠届出後に流産(死産)した場合は対象になりますか？

A2 医師により胎児心拍の確認がされた後の流産・死産は支給対象になります。

Q3 妊婦のための支援給付の申請は、妊婦以外の者ができますか。

A3 **2回とも申請者は妊産婦本人のみ**であるため、夫や祖父母など対象でない方は申請できません。

Q4 里帰り先で、新生児訪問(赤ちゃん訪問)を受けた場合の「妊婦のための支援給付金(2回目)」はどこで申請できますか？

A4 住民票のある幸手市で申請を行い、支給します。

#### 【お問い合わせ先・申請書提出先】

〒340-0152 幸手市天神島1030-1 こども支援課 こども家庭センター 宛

電話: 0480-42-8457

FAX: 0480-42-2130